第四十一条第一項第十一号中「、第五号から第八号まで」を「、第七号及び第八号」に改め、同項第十一号を削り、同条第十一項中「ただし、第二号から第四号までの規定は、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。」を「ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第五号の規定は適用せず、二輪自動車については、第二号、第三号及び第五号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第二号から第五号までの規定は適用しない。」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報し、かつ、自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車にあっては、別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ　電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの

ロ　電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から５秒後に消灯しないもの）

ハ　発する警報を運転席において容易に判断できないもの

第四十一条第十一項に次の一号を加える。

五　一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行わないものとして、別添116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に適合するものであること。

第四十一条第三項中「、小型自動車及び軽自動車」を「及び小型自動車（軽油を燃料とするものであって、過給機を備え、かつ、車両総重量が3.5ｔを超えるもの（第１項の基準に適合するものに限る。）を除く。）及びガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車」に改め、「ただし、軽油を燃料とする大型特殊自動車」を「ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（過給機を備え、かつ、車両総重量が3.5ｔを超えるもの（第１項の基準に適合するものに限る。）に限る。）並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車」に改め、同条第四項中「（二輪自動車を除く。）」を削り、「基準は」の下に「、普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）にあっては」を、「別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」」の下に「に、二輪自動車にあっては、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」」を加え、「2.0ｇ」を「2.0」に、「、燃料蒸発ガス」を「、炭化水素」に改める。

第百十九条第一項第三号を次のように改める。

三　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5ｔを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される廃棄物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

第百十九条第一項第九号中「一酸化炭素については3.48、炭化水素については0.36、窒素酸化物については0.28」を「次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値」に改め、同号に次の表を加える。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭 化 水 素	窒素酸化物
イ　総排気量が0.125ℓを超え0.150ℓ未満であり、かつ、最高速度が100km／h以上130km／h未満の二輪自動車又は総排気量が0.150ℓ以上であり、かつ、最高速度が130km／h未満の二輪自動車	1.58	0.24	0.10
ロ　総排気量が0.125ℓを超え、かつ、最高速度が130km／h以上の二輪自動車	1.58	0.21	0.14

第百十九条第一項第十一号中「第三号及び第四号の自動車並びに」を「第三号の自動車であって第161条第２項の規定により本号の規定が適用となるもの、第四号の自動車及び」に改め、同条第十一項中「ただし、第二号から第四号までの規定は、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。」を「ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第五号の規定は適用せず、二輪自動車については、第二号、第三号及び第五号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第二号から第五号までの規定は適用しない。」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであること。この場合において、自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車であって小型自動車であるもの及び軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるものにあっては、別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであることとする。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ　電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの

ロ　電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から５秒後に消灯しないもの）

ハ　発する警報を運転席において容易に判断できないもの

第百十九条第一項に次の一号を加える。

五　一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行わないものであること。なお、前号の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。

第百十九条第三項中「、小型自動車及び軽自動車」を「及び小型自動車（軽油を燃料とするものであって、過給機を備え、かつ、車両総重量が3.5ｔを超えるもの（第１項の基準に適合するものに限る。）を除く。）及びガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車」に改め、「ただし、軽油を燃料とする大型特殊自動車」を「ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（過給機を備え、かつ、車両総重量が3.5ｔを超えるもの（第１項の基準に適合するものに限る。）に限る。）並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車」に改め、同条第四項中「（二輪自動車を除く。）」を削り、「告示で定め基準は」の下に「、普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）にあっては」を「別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」」の下に「に、二輪自動車にあっては、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」」を加え、「2.0ｇ」を「2.0」に、「、燃料蒸発ガス」を「、炭化水素」に改める。